

〈論 文〉

音楽教室事件：音楽教室の生徒による音楽著作物の 演奏につき著作権侵害の成否が争われた事例

—最一判令和4年10月24日（判例研究）—

栗原 佑介

Abstract

本稿は、世間の耳目も集めたいいわゆる「音楽教室事件」（以下「本件」という）の最高裁判決（令和3年（受）第1112号・令和4年10月24日）の判例評釈である。

本件においては、音楽教室における生徒の演奏のみを審理対象とし、その判断もこれまでの判例法理を参照することなく、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮という総合考慮型を採用した。この結論は、音楽教室事業にも影響を与える。そこで、本稿は、①これまで大きく論じられてきたいくつかの侵害主体論を再検討し、②音楽教育、音楽文化政策の観点から今後の課題を検討した。結果、①カラオケ法理の射程が限定的であった点を再確認し、総合考慮型の規範的利用主体となるため、各判決の射程は限定的となること、②音楽教育の現状からすれば、音楽教室が実質的に唯一の器楽演奏教育を受ける機会であり、その価値を踏まえた著作権法解釈が必要であることを明らかにした。

キーワード：著作権（演奏権）侵害、規範的利用行為主体

1. はじめに

本稿は、世間の耳目も集めたいいわゆる「音楽教室事件」の最高裁判決（令和3年（受）第1112号・令和4年10月24日。以下「本件」という）¹の判例評釈である。

本件は、音楽教室を運営する被上告人Xら（第一審原告ら）が、著作権者から著作権の信託を受けるなどして音楽著作物の著作権を管理する上告人Y（一般社団法人日本音楽著作権協会、第一審被告）に対し、レッスンでの生徒によるYの管理する音楽著作物の演奏につき、YがXらに対して著作権（演奏権）の侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権等が存在しないことの確認を求める事案である。そして、本件では、レッスンにおける生徒の演奏に関し、被上告人らが本件管理著作物の利用主体であるか否かが争われた。

本件第一審（東京地判令和2年2月28日）²、控訴審（知財高判令和3年3月18日）³は、結論も理論構成も異なり、各判決につき、理論的な問題点が多い中、本件が出た。

そこで、本稿では、本件の背景事情や控訴審までの経緯も踏まえ、本件のうち、特に上告審において唯一争点として取り上げられた、音楽教室において生徒が音楽著作物を演奏した場合における演奏権侵害の成否を中心に検討を行う。さらに、わが国の音楽教育の重要な担い手としての音楽教室の意義も踏まえ、今後の展望を示したい。

2. 事案の概要

2.1. 前提事実

本件のXらは、音楽教室事業者243者及び個人の音楽教師2名である。

Yは著作権等管理事業法（以下「事業法」という）に基づく文化庁長官の登録を受けた著作権集中管理事業者である一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「JASRAC」という）である。Yは、平成29年2月9日頃、本件Xにも含まれる一般社団法人ヤマハ音楽振興会（以下「ヤマハ」という）に対し、Yが定める使用料規程に「音楽教室における演奏等」の項目を新設し、使用料徴収を平成30年1月1日より徴収する旨通知し、平成29年6月7日に文化庁長官に対して使用料規程の届出を行った。

2.2. 背景と経緯

ここで、本件の訴訟物を構成する使用料請求の根拠について、概観する。

著作権等管理事業を行おうとする者は、文化庁長官の登録（事業法3条）を受けなければならないが、JASRACは、同長官の登録を受けた著作権等管理事業者である（同法2条3項）。そして、同事業者は、「所定の事項を含んだ使用料規程を定め、文化庁長官に届け出なければならないが、これは変更のときも同様である（同法13条1項）。

この使用料規程は、概要を公表することが義務付けられており（同法13条3項）、JASRACも、ウェブで公表している（以下「JASRAC使用料規程」という）⁴。JASRAC使用料規程を見ると、「10 音楽教室における演奏等」（60頁）があり、「年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合の1施設あたりの年額使用料は、受講料収入算定基準額の2.5/100の額とする」ほか、これによらない場合の1施設あたりの使用料が記載されている。本件の経緯は、Yが文化庁長官に使用料規程の届出を行ってから間もない平成29年6月20日に東京地方裁判所に上記2.1.の訴訟提起がなされ、令和元年2月28日に原告の請求をいずれも棄却する判決がなされた。また、この間の平成30年3月7日、前記届出に対して文化庁長官の裁定がなされている⁵。

上記判決に対してXらの一部が知的財産高等裁判所に控訴を行ったところ、令和2年3月18日、同裁判所はXらの主位的請求は第一審同様、いずれも棄却したが、予備的請求につき、原判決を変更し、その一部を認容した。

この控訴審判決を踏まえ、XY双方が上告受理申立て及び上告申立てを行ったところ、令和4年7月28日にXらの上告受理申立てを不受理とする決定がされ、後述する音楽教室における生徒の演奏が演奏権侵害となるか、利用主体性（音楽教室における生徒の著作物の演奏の主体は事業者か生徒自身か）のみが論点となった。

3. 争点

3.1. 原審までの争点

争点は、①Xらについての確認の利益の有無（争点1）、②音楽教室における演奏が「公衆」に対するものであるか（争点2）、③音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか（争点3）、④音楽教室における2小節以内の演奏について演奏権が及ぶか（争点4）、⑤演奏権の消尽の成否（争点5）、⑥録音物の再生に係る実質的違法性阻却事由の有無（争点6）、⑦権利濫用の成否（争点7）の7つである。

3.2. 上告審での争点

教師の演奏や録音物の再生につき、令和4年7月28日にXらの上告受理申立てを不受理とする決定がされている。そのため、上告審では、上記3.1で挙げた7つの争点のうち、Yが上告をした、レッスンにおける生徒の演奏に関し、Xらが本件管理著作物の利用主体であるか否かが争点となり、その結果、上告棄却となっている。

4. 裁判所の判断

4.1. 第一審の概要

第一審では、予備的請求を含め、Xらのいずれの請求も棄却した。本稿では、争点2、3についてのみ取り上げる（控訴審でも、その余の論点は、原審引用の上排斥されており、重要性が高くないためである）。

争点2（音楽教室における演奏が「公衆」に対するものか）については、要旨以下のとおり判示した。

- 著作物の利用主体の判断基準は、音楽教育事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面も含めて総合的かつ規範的に判断されるべきである。この観点から、利用される著作物の選定方法、利用方法・態様、利用への関与の内容・程度、必要な施設、設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって重要な行為がその管理・支配下において行われているかによって判断する。したがって、利用主体は音楽教室の経営者である。
- 利用主体（経営者）からすれば、受講契約締結は所定の手続を経れば誰でもでき、個人的な結合関係は原告らと生徒の間にはなく、「不特定」であり、原告らの音楽教室事業の実態からすれば、「多数」である。

争点3（「聞かせることを目的」の該当性）については、要旨以下のとおり判示した。

- （Xらが著作権法22条の解釈に当たっては、実質的に解釈すべきであり、30条の4第1号の規定も参照すべきとする主張に対し）著作権法22条と30条の4第1号は目的・趣旨・規律内容を異にし、同号の趣旨又は文言を参照して22条の解釈をすべき合理的理由はない。
- 「聞かせることを目的」とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、音楽著作物の利用主体から見て、その相手である公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りる。音楽教室における生徒の演奏も、原告らの管理・支配下で行われることから、著作物の利用主体による演奏と同視し得る。自ら又は他の生徒の演奏を聞くことの必要性・有用性に照らすと、「聞かせることを目的」にあたる。

4.2. 控訴審の概要

争点のうち、1、5、6、7につき、原審を引用し、排斥している。特に争点となった点は、2～4であり、第一審同様、争点2、3を取り上げる。

争点2につき、「著作権法22条は、演奏を『直接』聞かせることを目的とするものとしているから、演奏行為は『直接』聞かせることを目的としてされるものを指すことは明らかである。したがって、著作権法は、演奏に際して、演奏者が面前...にいる相手方に向けて演奏をする目的を有することを求めている」とし、『特定かつ少数の者』に聞かせることを目的として演奏する場合には演奏権の行使には当たらない」と判示する。

ここで、『特定』とは、著作権者の保護と著作物利用者の便宜を調整して著作権の及ぶ範囲を合目的な領域に設定しようとする同条の趣旨からみると、演奏権の主体と演奏を聞かせようとする目的の相手方との間に個人的な結合関係があることをいうものと解され「さらに、自分自身が演奏主体である場合、演奏する自分自身は、演奏主体たる自分自身との関係において不特定者にも多数者にもなり得るはずはないから、著作権法22条の『公衆』は、その文理からしても、演奏主体とは別の者を指すと解することができる」と判示する。

次に、争点3につき、「著作権法22条は、『聞かせることを目的』として演奏することを要件としている。この文言の趣旨は、『公衆』に対して演奏を聞かせる状況ではなかったにもかかわらず、たまたま『公衆』に演奏を聞かれた状況が生じたからといって...これを演奏権の行使とはしないこと、逆に、『公衆』に対して演奏を聞かせる状況であったにもかかわらず、たまたま『公衆』に演奏を聞かれなかったという状況が生じたからといって、これを演奏権の行使からは外さない趣旨で設けられたものと解するのが相当であるから、『聞かせることを目的』とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、演奏者に『公衆』に演奏を聞かせる目的意思があったと認められる場合をいい、かつ、それを超える要件を求めものではないと解するのが相当である」と判示する。

さらに、争点2及び3の判断にあたっては、前提として、著作物の利用主体を決定しなければ、権利侵害の有無が特定できないため「著作物の利用主体の判断基準」を次のように判示している。

「音楽教室における演奏の主体については、単に個々の教室における演奏行為を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面からの観察も含めて総合的に判断されるべきであると考えられる。このような観点からすると、音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当である」と判示しロクラクII事件⁶を引用する。

さらに、上記判示を踏まえ、「演奏権の行使となるのは、演奏者が、①面前にいる個人的な人的結合関係のない者に対して、又は、面前にいる個人的な結合関係のある多数の者に対して、②演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らして演奏者に上記①の者に演奏を聞かせる目的意思があったと認められる状況で演奏をした場合と解される。」

生徒による演奏行為については、「音楽教室における生徒の演奏行為の本質は、本件受講契約に基づく音楽及び演奏技術等の教授を受けるため、教師に聞かせようとして行われるものと解するのが相当」であり、演奏主体につき、「生徒は、専ら自らの演奏技術等の向上のために任意かつ自主的に演奏を行っており、Xらは、その演奏の対象、方法について一定の準備行為や環境整備をしているとはいえ、教授を受けるための演奏行為の本質からみて、生徒がした演奏をXらがした演奏とみることは困難といわざるを得ず、生徒がした演奏の主体は、生徒である」とした。

なお、カラオケ法理（物理的な利用行為の主体とは言い難いものを①管理支配性、②営業上の利益の2要素に着目して規範的に侵害主体性を認める法理）との関係については、「カラオケ店における客の歌唱においては、同店によるカラオケ室の設営やカラオケ設備の設置は、一般的な歌唱のための単なる準備行為や環境整備にとどまらず、カラオケ歌唱という行為の本質からみて、これなくしてはカラオケ店における歌唱自体が成り立ち得ないもの

であるから、本件とはその性質を大きく異にする」と一蹴している。

4.3. 上告審の判断内容

上告審では、前述のとおり、Xら、Yの上告受理申立て・上告申立てのうち、Xらの上告（受理）申立てをすべて排斥し、レッスンにおける生徒の演奏に関し、Xらが音楽著作物の利用主体といえるか、という争点に限定された。結論はYの上告棄却である。

上記の利用主体の判断に当たっては、「演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当である」と判示し、「被上告人らの運営する音楽教室のレッスンにおける生徒の演奏は、教師から演奏技術等の教授を受けてこれを習得し、その向上を図ることを目的として行われるのであって、課題曲を演奏するのは、そのための手段にすぎない。そして、生徒の演奏は、教師の行為を要することなく生徒の行為のみにより成り立つものであり、上記の目的との関係では、生徒の演奏こそが重要な意味を持つのであって、教師による伴奏や各種録音物の再生が行われたとしても、これらは、生徒の演奏を補助するものにとどまる。また、教師は、課題曲を選定し、生徒に対してその演奏につき指示・指導をするが、これらは、生徒が上記の目的を達成することができるように助力するものにすぎず、生徒は、飽くまで任意かつ自主的に演奏するのであって、演奏することを強制されるものではない。なお、被上告人らは生徒から受講料の支払を受けているが、受講料は、演奏技術等の教授を受けることの対価であり、課題曲を演奏すること自体の対価ということとはできない。これらの事情を総合考慮すると、レッスンにおける生徒の演奏に関し、被上告人らが本件管理著作物の利用主体であるということとはできない。…以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。所論引用の判例は、いずれも事案を異にし、本件に適切でない。論旨は採用することができない」とした。

5. 検討

5.1. 本判決の意義と検討対象

私見は、本件判決の結論に賛成である。本判決の意義は、その結論の妥当性にあると考えるが、社会的関心や影響も大きいことから、これまで見たように、控訴審までは争点も多く、第一審⁷、控訴審⁸ともに多くの判例評釈が公表されている⁹。

他方で、本判決は、「演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断」に関して争点を限定し、「演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮する」ことを明確にした点に意義があり、本判決の射程もかかる利用主体の判断に限られる点で限定的である。そして、本件判決では、後で述べる規範的主体論を論じたとされる最高裁判決の一切が引用されず、「所論引用の判例は、いずれも事案を異にし、本件に適切でない。論旨は採用することができない」とし、これまでの判例の射程が及ばないことを明示する。特に、演奏権に関しては、クラブキャッツアイ事件（スナックにてカラオケテープの再生を伴奏として客が単独又はホステス等と共に曲を歌った行為が楽曲の演奏権侵害になるとしてスナックの共同経営者らが訴えられた事件）により確立されたカラオケ法理が、規範的主体論の規範として長年議論となってきたが、同法理が極めて限定的、あるいは演奏権侵害の規範としても既に役目を終えたことをも示唆する¹⁰点で意義がある。

また、社会的には、本判決によって使用料規程の再検討がなされると思われ、音楽教室事

業全体に影響が及ぶ¹¹。本稿では、上告審が演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に限定したことに鑑み、控訴審までの争点1～7のうち、争点2（音楽教室における演奏が「公衆」に対するものか）に関連して、規範的主体論に限定して検討する。

5.2. 演奏権の概要

演奏権を規定する著作権法 22 条には「演奏」自体の定義がない¹²ものの、本件第一審では、「辞書的、日常用語的な意味に委ねていると解されるところ、その意義は「音楽を奏すること」との意味合いである」とする。学説上は、音楽著作物（および音楽とともに歌唱される言語の著作物）の非演劇的な演奏および歌唱行為を意味すると解する見解もある¹³。本件では、演奏の意義よりも、「公に」の要件に関連し、音楽教室で練習のために楽器を弾くことが「聞かせることを目的」となるか問題となったが、本稿では、上告審がこの点を問題としていないため省略する。

5.3. 規範的主体論

5.3.1. 従来の見解—侵害主体（被請求権者）範的主体

従来 of 裁判例・学説では、侵害主体に対する考えは、差止論において論じられている（被請求権者）。上野達弘の分類によれば、①物理的な利用行為主体（物理的に見て利用行為の主体と評価する考え）と②規範的な利用行為主体（物理的な利用行為主体とは評価できない場合であっても、規範的に見て利用行為の主体と評価する考え）に分けられ、②の例として、「手足論」、「カラオケ法理」及び「ジュークボックス法理」がある¹⁴。①物理的な利用行為主体は、公衆送信権侵害事案において、被請求権者の管理下にあるサーバを用いて行われている他人の侵害行為をことさらに放置した点に着目して認定した事案がある¹⁵。

②の「手足論」は、他者による物理的な利用行為を雇用契約等の密接な支配関係によって行わせていることに着目して利用行為の主体と評価する考えである¹⁶。

5.3.2. 裁判例・学説の概観

侵害主体論は文献が膨大にあるが、最高裁判例を概観すると、①で解決できない場合に②へと拡大し、演奏権侵害に限定していた事例判決¹⁷であったカラオケ法理が、ファイルログ事件を嚆矢に、ネットワークサービスにも広がった¹⁸。カラオケ法理を応用し、公衆送信権侵害の判断として、(a)被請求権者の行為の内容・性質、(b)利用者のする送信可能化状態に対する被請求権者の管理・支配の程度、(c)被請求権者の行為によって受ける同人の利益の状況等を総合斟酌する判断枠組みを示した¹⁹。

その後、最高裁に上告された事件がまねき TV 事件²⁰とロクラク II 事件である。特に、ロクラク II 事件では、「複製主体の判断にあたっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているか」、サービス提供者は複製環境の整備に留まらず、複製機器に複製対象物を入力する「枢要な行為」を行っている者が複製主体と解し得るとしたことから、下級審裁判例において、ロクラク II 事件を誤解して、「枢要な行為」をした侵害関与者を認定し、責任を追及する法理として展開し現在に至っている²¹。このような背景から、間接侵害法の立法化の提案がなされている²²。

5.3.3. 侵害主体論に関する裁判例

裁判例では、知財高裁レベルでも一般論として認めているケースがある。複製権侵害が争われたいわゆる自炊代行事件の控訴審²³では、「一般に、ある行為の直接的な行為主体でない者であっても、その者が、当該行為の直接的な行為主体を「自己の手足として利用してその行為を行わせている」と評価し得る程度に、その行為を管理・支配しているという関係が認められる場合には、その直接的な行為主体でない者を当該行為の実質的な行為主体であると法的に評価し、当該行為についての責任を負担させることがあり得る」としている。

演奏権侵害の事案としては、キャバレー²⁴、公演企画者²⁵において、強い支配関係を根拠に手足論により認定されている。

②規範的利用行為主体のうち、「カラオケ法理」は、クラブキャッツアイ事件での判断基準と呼ばれることがある²⁶。直接行為者以上に直接行為者概念を拡張的に捉えるために「規範的」認定を行う手法は、数々の裁判例²⁷で示されている。その意義は、「間接利用者が、雇用関係などにより、利用主体を手足といえるほど密接に支配している場合（手足論）ではなくても、「物理的な利用行為の主体とは言い難い者〔筆者注：間接利用者〕を、管理（支配）性および営業上の利益という二つの要素に着目して規範的に利用行為の主体と評価する考え方」のことである²⁸。

しかし、直接侵害者ではない者を、（特許法 101 条各号のように明文ある）間接侵害と認定するのではなく、直接侵害の枠組みで捉えようとする姿勢には批判も強い²⁹。また、そもそも、同事件は、適法に作成された録音物を用いて再生演奏する場合には、出所の明示を条件として、演奏権が及ばないとした平成 11 年改正前著作権法附則 14 条が存在したため、スナックなどでのカラオケについて歌唱に演奏権が及ぶのか問題となっていた背景がある³⁰。通信カラオケが普及している現在、旧附則 14 条の規定を待つまでもなく、客の歌唱を捉えて店がなしていると評価する必要性は薄れている³¹。

なお、カラオケの使用料規程は、高裁判決³²が出た翌月（昭和 59 年 8 月）から、環境衛生組合と管理方法について協議し、昭和 61 年 6 月に使用料規程の一部変更が認可され、昭和 62 年から管理を始めている³³。その後、権利団体との調整を経て 10 年以上経過後に、同附則 14 条が削除された。

上記の批判もあるが、その後、「カラオケ社交飲食店に関する下級審裁判例において適用され続けたほか、カラオケボックスに関する下級審裁判例においても適用され続け」「また、カラオケ関連以外の事案においてもカラオケ法理を適用して利用行為主体性を肯定する裁判例が続いた」とされる³⁴。

②規範的利用行為主体のうち、「ジュークボックス法理」とは、ある者がその管理・支配下において自動的な機器と対象コンテンツを利用者の使用に供する場合は、たとえ当該機器の操作自体は利用者が行うとしても、当該提供者を利用行為主体と評価する考えをいい、ロクラクⅡ事件は、この法理によると指摘されることがある³⁵。

5.3.4. 本件第一審の学説上の評価

第一審は、クラブキャッツアイ事件、ロクラクⅡ事件を引用し、枢要な行為を認定している。この点に関し、賛否両論がある。第一審判決に対しては、特に 3 つの問題群、つまりⅠ規範的主体の判断基準、Ⅱ枢要な行為の諸要素の認定、Ⅲ生徒による演奏の演奏主体に対し

て特に議論となっている。

論点Ⅰ～Ⅲに関する本件第一審の判断を土肥一史は支持する。ロクラクⅡ事件が、「複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等」を考慮して枢要な行為がその管理・支配下において行われているかという基準にとどめているのに対し、第一審判決は、考慮要素として、「(a)利用される著作物の選定方法、(b)著作物の利用方法・態様、(c)著作物への利用への関与の内容・程度、(d)著作物の利用に必要な施設・設備の提供等」と分説すると同時に「枢要な行為」として利用方法・態様ではなく、課題曲の選定方法を挙げる点で異なるものの、合理的な予測可能性を与えるに足る判断基準であると指摘する³⁶。

反対する立場として、奥邨弘司の見解がある。奥邨は、論点Ⅰについて、規範的主体論を併存、使い分けが妥当する立場³⁷から、「疑問の多い判決」と指摘する。具体的には、①演奏権事案は本来カラオケ法理によるべきなのに、ロクラクⅡ事件判決を汎用化して用いている、②ロクラクⅡ事件にカラオケ法理を取り込んでいる点、③手足論で解決可能な教師の演奏についてそうしていない点などを挙げる³⁸。

また、上野達弘は、論点ⅠないしⅢについて批判する。利用行為主体の規範的認定が不要な個人音楽教室の教師についても同様の認定を行う点の妥当性のほか、土肥が賛成するロクラクⅡ事件に加えて、ロクラクⅡ事件にさらに考慮要素として、上記(a)～(d)にさらに、「(e)著作物の利用による利益の帰属」を加えていることに、理論的根拠が問題であるとし、批判的である³⁹。特に、論点Ⅲについて、「生徒の演奏こそ一番の問題」⁴⁰とし、生徒の演奏に関するあてはめを原審判決は、課題曲選定に重きを置いているが、これに反対し、選定の有無にかかわらず、生徒による演奏主体性は否定されるべきとしている⁴¹。

さらに、安藤和宏は、枢要な行為の認定は、音楽教室における演奏に関係するXらの行為を全て取り上げて具体的な理由を述べることなく、認定しているが、これらは、生徒による演奏を容易にするための環境整備に留まるとしている⁴²。

このほか、橋本阿友子は、論点Ⅱにつき、規範的主体の基準の管理・支配性及び利益性に着目する根拠が不明とし、さらに、枢要な行為を取り上げつつ、(a)(b)の諸要素しか捉えていないとする⁴³。また、論点Ⅲは、課題曲選定に重きを置くことに疑問を呈する。

5.3.5. 本件控訴審の学説上の評価

控訴審判決では、原審と異なり、クラブキャッツアイ事件は引用せず、「音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断」するとした。また、利益の帰属の要素もない。この点については、評価する見解も多い⁴⁴。

さらに、本判決では、①個人教室の教師、②法人である音楽教室事業者と雇用契約・準委任契約を締結している教師、③生徒が、物理的行為としての演奏を行う、とする規範について、一定程度の評価がある。第一審と比較すると、①は、原審とは異なり、主体は物理的行為者と同様であることは明らかであるとして、基準を用いていない。②は、規範と事実認定が対応していない。「演奏の対象、方法、演奏への関与」が諸要素であるが、控訴審では、「本件受講契約の本旨に従った演奏行為を、雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履行として求め、必要な指示や監督をしながらその管理支配下において演奏させているといえるのであるから、教師がした演奏の主体は、規範的観点に立てばXら」しており、「演

奏の対象」の明示がない。むしろ、契約に基づく法的義務の履行という演奏への関与に評価の重きを置いており、手足論に近い。

③は、原審と大きく結論を異にした理由である。生徒による演奏は、演奏主体は生徒とすべきとする見解が原審の判例解説でも多く見られたが、論点Ⅰについて、教師による演奏と同様の基準を立てながら、演奏の対象（課題曲の選定）、方法・関与（楽器、設備等の提供）といった要素は、直接的な関与を示す事情とはいえないとして設定した考慮要素を切り捨て、演奏の本質が「教師に演奏を聞かせ、指導を受けること自体にある」という演奏の目的を重視して認定している点で、規範と事実認定が一致しないように見える⁴⁵。

全体としては、ロクラクⅡ事件の規範に依拠し、前述した枢要な行為の判断を用いていない。この枢要な行為という表現は規範的主体論において、いわば「主体性」を認定するには、枢要であることを要し、枢要であることは主体的であるという循環論法、あるいはマジックワード化が批判されていたところであり、この点も評価されている⁴⁶。

5.3.6. 本件上告審の検討

本件の最大の特徴は、一切の過去の判例を引用することなく、「演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当」とし、生徒の演奏に関しては、JASRACの管理著作物の利用主体ではないと、全員一致で、補足意見もなく判示した点にある。

争点を生徒の演奏に限定しているが、教師の演奏についても言及がある。「教師による伴奏や各種録音物の再生が行われたとしても、これらは、生徒の演奏を補助するものにとどまる」こと、さらには、なお書きではあるが、Xらが、「生徒から受講料の支払を受けているが、受講料は、演奏技術等の教授を受けることの対価であり、課題曲を演奏すること自体の対価ということとはできない」としている点である。この部分は、今後の使用料請求の対価決定に当たって参照される可能性がある。

他方において、Xらは、「生徒により演奏されることによって経済的利益を得ている」ことから、生徒による演奏もXらが利用主体であると主張していたが、対価性においては、なお書きでの言及に留まることから、営業上の利益の帰属が著作物の利用主体においては考慮要素としては重要でないことも示唆している（もっとも、全く無視しているわけではないとも評価できる）。

また、近年の規範的主体論において多く引用され、本件控訴審までにおいても参照されているロクラクⅡ事件では、複製の対象や方法を挙げているが、本判決では、演奏の目的、態様に限定され、この点は除かれている。ただ、控訴審までで対象となっていた争点4のような、2小節以内の演奏は、「対象」でもあるが、「態様」が包摂しているともいえ、著作物の利用態様によって規範を異ならしめる趣旨であることはいかえりなく、飽くまで総合考慮に際しての考慮要素に過ぎず、この点の違いを過大に評価することは妥当ではない。

その意味では、支分権に応じた侵害主体論を展開しているといえ、この点は評価できるが、総合考慮によって、法的安定性が保てるのかという点においては疑問がある。

5.4. 本件判決の射程

5.4.1. 2つの観点からの判決の射程

本件最高裁判決を受け、その射程が問題となる。ここでは、①音楽教室における演奏権の範囲への影響、②これまでの規範的利用主体論との関係について検討する。

5.4.2. ①音楽教室における演奏権の範囲への影響

①について、本件判決では、演奏行為主体の規範定立を「演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮する」とだけ述べたに過ぎず、これまで「公に」の要件に関して、抽象的な文言解釈はしていない。

特に注目されるのは、本件判決において、過去の最高裁判例の引用が一切ない点である。

また、生徒の演奏に関する判断であり、音楽教室の教師の演奏に関しては、控訴審までの判示が参考になる。そうすると、演奏権の解釈において対象となる音楽教室に個人を含むとしても、演奏権が及ぶ範囲のうち、「公衆に...聞かせる目的」が必要となることには変わらないから、例えば、音楽大学に所属する大学生が、その属人的関係から、近所の子ども数人を生徒として、同人らに対し、自身の在学期間中、対価を得てピアノの家庭教師をしたとしても、特定多数と言えない程度であれば、「公衆」に該当しない（著作権法2条5項）から、このような場合は使用料請求の対象とはならないであろう。

この点に関して、JASRACは、個人教室（楽器メーカーや楽器販売店が経営するものを除く）については、管理水準が一定のレベルに達するまで管理の対象としないことを明言している⁴⁷。そのため、一般的な個人教室は、既に、著作権法上は、特段の根拠がなく音楽著作物を利用していることになっており、使用料の支払いが必要となっている。しかし、上記の学生の例は、「公衆」とはいえないことから、極めて例外的な形態では、引き続き「公衆」該当性が問題となると思われる。

5.4.3. ②これまでの規範的利用主体との関係

次に、②に関し、本件判決の射程は、飽くまで「演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断」であるから、ロクラクⅡ事件で示された規範とは本件とは事案を異にしている（本件は演奏という無形的利用であり、ロクラクⅡ事件は複製等の有形的利用の事案である）。

しかし、演奏権に関するクラブキャッツアイ事件におけるカラオケ法理に関しては、従前から不要論⁴⁸、あるいは再検討⁴⁹が必要である点が指摘されていた。近年の裁判例の傾向としても、典型的なカラオケ法理はロクラクⅡ事件以降、ほぼ見られない状況である。例えば、JASRACが原告となっていたライブハウス事件（知財高判平成28年10月19日判例集未掲載、最決平成29年7月11日より上告受理決定）では、ライブハウスでの楽曲演奏について、演奏者ではなく、ライブハウスのオーナーらに対して演奏権侵害に基づく差止請求を行った事案であるところ、当該事案では、原告はクラブキャッツアイ事件に基づき侵害主体の主張をしているが、裁判所は、ロクラクⅡ事件の規範の一部を定立し、事実認定し、カラオケ法理は参照するものの、侵害主体の規範においては採用していない⁵⁰。

カラオケ法理に関しては、規範の一部が独り歩きしているに過ぎないとする見解⁵¹もあるが、控訴審、本判決においても引用されていないことや、クラブキャッツアイ事件の判例の

射程が現代において極めて限定的な事実関係でしか及ばないことからすれば、判例としての役割は終わったと評価できる⁵²。そして、このような事例判例が積み重なり、従前の判例との関係が明らかになることで、判例の射程が限定され、支分権ごと、さらには支分権の中でも利用態様によって、個別具体的な判断が必要となる。これにより、従前の裁判例において採られたカラオケ法理（のようなものも含む）の拡張に対し牽制的な効果もあろう⁵³。

6. 音楽教育における地域音楽教室の役割

6.1. 検討対象

Xらは、争点2（音楽教室における演奏が「公衆」に当たるか）において、「公衆」の解釈を行う中で、現行著作権法の立法過程に注目している。その中で、Xらの経営する音楽教室事業における音楽教育は「社会教育」に該当する旨主張していた。X側が提出していた中山信弘の意見書においても、「公衆」概念の解釈においては、「音楽教室の教育的意義」が考慮されるべきであるとしている⁵⁴。この点は、第一審判決において、否定されているが、規範的侵害の定式につき、「音楽教室における著作物の利用主体については、音楽教育事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面も含めて総合的かつ規範的に検討した上で、音楽教室事業者が同著作物の利用主体であるかどうかを端的に判断すべき」とし、音楽教室事業の実態や社会的、経済的側面を含めることを明らかにしていた。この判断は、上告審における判示事項から消えたため、音楽教室の教育的意義や社会的意義が結論を左右しない。

ただ、音楽教室における教師の演奏は、主体は音楽教室（事業者）にあるのだから、教育機関として、その意義を認め、立法論として配慮をすることはあり得る⁵⁵。例えば、Xらが当初主張していたように、音楽教室事業が、社会教育の意義を有することに着目し、「教育機関」（著作権法35条1項本文）に該当すれば、その演奏は、同法35条2項の補償金の支払い対象とはならない（同条3項）ことと同様、一定の音楽教室に、同条の適用を認めることが考えられる。ただし、本来、教育事業は自由に行えるものであるから、同条と同様の仕組みにより著作権の権利制限を受けるためには、教育目的など特定の事業者の認証等、一定の公証又は登録等を得たものに限定するなどの配慮も必要である。

また、政策論としては、他人の著作物を利用するためには、通常は許諾使用料を支払うべきであるから、それを忌避するのであれば、そうした著作物を利用しなければよいという事実上の批判は従前からあった。著作権が信託譲渡され、事業者によって管理されているがゆえに、仮に個々の著作者が音楽教室における演奏まで使用料を請求するか否かを個別に対応することは難しい。著作権管理はJASRACの独占的業務ではなく、新規参入をした管理事業者がレッスンにおける管理楽曲は使用料を請求しない選択肢も否定されない⁵⁶。

こうした立法論・政策論を検討するうえで、以下では、立法事実を明らかにすべく、音楽教室の意義について、学校教育における教科としての音楽の現状と課題を検討する。

6.2. 音楽教室の現状

報道によれば、音楽教室では、10代から20代が1割程度、平均年齢は45.5歳の年齢層は上昇している⁵⁷。例えば、生徒数では、代表的なカワイ音楽教室では10万人を超え⁵⁸、ヤマハでは、2021年度は国内31万1000人がいる⁵⁹。少子化から多様な顧客ニーズを取り込むべく年齢層を拡大し、幼児向けから始まり、シニア向けも存在する。

このように、まさに音楽教室は、生涯学習機関としての役割の一部を担っている。そして、楽器を学ぶ機会は、高等教育以降の公的機関では、専門家育成に特化していることから、趣味として学習する場合は、音楽教室で学ぶことで初めて楽器を弾き、場合によってはその弾き方を学ぶことになる。

6.3. 学校教育における音楽教育の現状

初等中等教育における音楽教育は、表現、鑑賞に分かれ、器楽の指導は、一部でしかない。具体的にみると、以下のとおりとなる。

小学校では、いずれも児童や学校の実態を考慮して選択することを前提に、低学年は、オルガン、鍵盤ハーモニカなど、中学年は、これらに加え、リコーダーや鍵盤楽器、和楽器など、高学年では、さらに、電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器が加わる⁶⁰。中学校では、生徒や学校、地域の実態などを考慮した上で、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いる⁶¹。ただし3年間を通じて1種類以上の和楽器を取り扱う。

高等学校では、8科目（音楽理論、音楽史、演奏研究、ソルフェージュ、声楽、器楽、作曲、鑑賞研究）からなり、器楽の指導項目は、鍵盤楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、和楽器、様々な形態のアンサンブルがそれぞれ独奏できるように定められている。ただし、楽器の選定は、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、特定の楽器を選んで行うものとされる⁶²。

このように、集団指導の中で行われる音楽教育は、学校の実態に依拠しているため、生徒全員がピアノを弾くことは現実的ではない⁶³。

そうすると、音楽科でない限り、学校教育において器楽指導を受ける機会はほぼないといえる。そのため、音楽教室は、音楽文化を継承するほぼ唯一の社会教育機関となっている。また、現在、JASRACと許諾契約締結した動画投稿サイト（YouTubeなど）において、ライブ配信に限定すれば、営利性を問わずに、許諾を得ることなく配信可能となっている⁶⁴。つまり、新型コロナウイルス感染防止のため、オンライン教室が展開されているが、オンラインでライブ配信を生徒、教師が双方で行えば公衆送信権は及ぶが使用料の支払が不要になることとのバランスへの配慮も必要である。

6.4. 音楽教育政策と文化政策としての著作権法

平成6年に音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律（音楽振興法）が制定され、音楽文化には、音楽の創作、演奏、鑑賞のほか、文化財、出版及び著作権に規定する権利に関する国民の文化的な生活向上のための活動全般が含まれる（同法2条1項）。また、「生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備」などによって、「我が国の音楽文化の振興を図り」「世界文化の進歩」などに寄与する目的を持つ（同法1条）。同法2条1項からは、音楽クリエイターなど権利者側への配慮がみられ、目的条項もこの観点から見ると、クリエイターに還元する音楽学習に係る環境の整備を行うことで、音楽文化の振興を図る。

一方で、かかる整備に関し、国・地方公共団体は、国民の自主的な活動に協力する義務がある（同法3条）。また、国は、文化芸術を担う芸術家等の要請・確保のための環境整備義務がある（文化芸術基本法16条）。音楽教室のような音楽文化を継承する教育もまた、知的創造サイクルの一端となる。訴訟では権利者対利用者の構図となったが、実態は相補的な関

係にある。音楽文化は、次世代への芸術の価値を享受することが重要であり、子どもの文化芸術体験が重要で、「教育的価値」⁶⁵が強調される⁶⁶。著作権法1条の目的も、ある時点での権利者と利用者のバランスに配慮が求められているのであって、政策全般としては上記のような知的創造サイクルを意識し、音楽振興法、文化芸術基本法、著作権法の三位一体の法政策、法解釈が必要である。実際、文化芸術政策へは民意の反映が求められており（文化芸術基本法34条）、この点への配慮が求められることになるろう。

7. 結語

本件の判断枠組みに挙げられている考慮要素自体は、否定し難く、総合考慮によって、不安定さや曖昧さがある点は、批判があり得るが、結論の妥当性は概ね社会的コンセンサスがあると思われる。そして、本件では、これまでのロクラクII事件など、規範的主体論をめぐる判例を引用していないことからすれば、これまでの判例の射程に限定を加えることを示唆していると思われる。

規範的主体論に関する判例の射程が狭くなり、かつ、判例において問題となる当該事案については総合考慮し、結論の妥当性を重視する最近の流れからすれば、問題となる著作権の利用態様に関して、社会的意義や機能について検討することがより重要になるろう。

この点から本稿ではわが国での音楽教育の現状を検討した。実質的に器楽演奏の唯一の機会となっている音楽教室事業は、わが国の音楽文化の振興には必要不可欠である。この事業の持続可能性を担保することは、音楽著作物という「文化的所産」の公正な利用に留意しつつも、著作者等の権利の保護も重要である。著作者等の権利は、著作権法が規律するが、他方の「公正な利用」を裏付ける制度は著作権法を始めとする知的財産法制だけでは限らない。そのため、今後は、文化政策的観点からの検討も重要となるろう。本稿が、著作権制度と音楽文化、音楽教育政策のバランスを見直す一助となれば僥倖である。

注

¹ 裁判所ウェブサイト参照

(https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/473/091473_hanrei.pdf) (最終確認 2023 年 1 月 2 日、以下同じ)

² 判時 2519 号 95 頁

³ 判時 2519 号 73 頁

⁴ 一般社団法人日本音楽著作権協会使用料規程（平成 13 年 10 月 2 日届出、最終届出令和元年 7 月 4 日）(<https://www.jasrac.or.jp/profile/covenant/pdf/royalty/royalty.pdf>)

⁵ 「報道発表 著作権等管理事業法に基づく裁定について」（平成 30 年 3 月 7 日）

(https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/_icsFiles/afieldfile/2018/03/07/a1402106_01_1.pdf)

⁶ 最判平成 23 年 1 月 20 日民集 65 卷 1 号 399 頁。ハードディスクレコーダー「ロクラク II」2 台のうち 1 台（親機）を国内、対応する 1 台（子機）を利用者に貸与又は譲渡し、利用者側にて国内の番組の視聴・録画を可能とするサービスを提供する被告に対し、放送事業者である X が複製権侵害を争った事件。複製の主体の判断につき「複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮」するとした。

- 7 第一審の判例評釈につき、本稿では主に上野達弘「判批」L&T 88号(2020)20頁、小泉直樹「判批」慶應法学44号(2020)85頁、土肥一史「判批」コピ711号(2020)28頁、橋本阿友子「判批」ジュリ1547号(2020)79頁を参照したほか、高林龍ほか『年報知的財産法2020-2021』(日本評論社、2020)137頁記載の文献参照
- 8 控訴審の判例評釈につき、本稿では主に田中敦「判批」L&T 93号(2021)77頁、金築誠志「判批」コピライト724号(2021)34頁、安藤和宏「判批」東洋法学65巻1号(2021)203頁、橋本阿友子「判批」著作権研究47号(2022)193頁、澤田悠紀「判批」ジュリ臨時1570号(2022)235頁を参照したほか、高林龍ほか『年報知的財産法2022-2023』(日本評論社、2023)122頁記載の文献参照
- 9 本稿執筆時点での上告審に関する論考として、小泉直樹「判批」ジュリ1579号(2022)9頁、東崎賢治ほか「音楽教室事件最高裁判決—令和4年10月24日(速報)」NO&T IP Law Update 知的財産法ニュースレターNo.9(2022年10月)。
- 10 2022年10月24日日本経済新聞電子版「音楽教室訴訟 最高裁、技術萎縮の『カラオケ法理』脱却」(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD2180O0R21C22A0000000/>) 上野達弘コメント参照
- 11 例えば、河合楽器製作所の「第96期(2023年3月期)第2四半期報告書」21頁(https://www2.kawai.co.jp/ir/youho_pdf/2023/20221110_2023byuho.pdf)では、重要な後発事象として本件を挙げ、講師の演奏等の著作物の使用につき、JASRACとの適切な著作物使用料を求める協議を行うこと、それが連結財務諸表に与える影響を合理的に見積もることは困難であることが記載されている。
- 12 岡村久道『著作権法』(民事法研究会、第5版、2020)149頁参照
- 13 小倉秀夫=金井重彦『著作権法コンメンタルI』(第一法規、改訂版、2020)159-160頁[桑野雄一郎]
- 14 島並良ほか『著作権法入門』(有斐閣、第3版、2021)323-325頁[上野達弘]。
なお、奥邨弘司「変質するカラオケ法理とその限界についての一考察—録画ネット事件とまねきTV事件を踏まえて—」情報ネットワーク・ローレビュー6巻(2007)40頁では「講学上および実務上の俗称に過ぎないため、そもそも統一した定義が存在するわけではない」との指摘もあったが、現在ではおよそ確立した用語となっている。
- 15 2ちゃんねる(罪に濡れたふたり)事件(東京高判平成17年3月3日、判例時報1893号126頁)
- 16 島並ほか・前掲注14)324頁[上野達弘]
- 17 水野武「クラブキャッツアイ事件最判解」『最高裁判所判例解説民事篇昭和63年度』(法曹会、1990)165頁参照
- 18 前田健「侵害主体論」論究ジュリ34号(2020)88頁
- 19 奥邨弘司「著作権法における侵害主体論の現代的課題(上)」ビジネス法務2021年4月号(2021)103-104頁ではクラブキャッツアイ事件から変質したものと評価し、「カラオケ法理・改」と名付ける。
- 20 最判平成23年1月18日民集65巻1号121頁。地上波TV放送を行う放送事業者である原告らが、被告と契約をした顧客にインターネットにより原告らの放送番組を視聴できるサービス「まねきTV」を提供した被告を相手とし、各番組についての公衆送信権等の侵

害を争った事件。自動公衆送信の主体につき、「当該装置が受信者からの求めに応じ情報を自動的に送信することができる状態を作り出す行為を行う者」と述べた。

21 前田・前掲注 18) 90 頁

22 前田・同上 91 頁、奥邨弘司「著作権法における侵害主体論の現代的課題（下）」ビジネス法務 2021 年 5 月号（2021）96 頁

23 サンドリーム事件（知財高判平成 26 年 10 月 22 日、判例時報 2246 頁 92 頁）

24 大阪高判昭和 45 年 4 月 30 日無体裁集 2 卷 1 号 252 頁（旧法事件）では、「ピアノ以外の楽器及び楽譜を各楽団員に於て所有し、控訴会社から演奏の都度その曲目の指示を受けることはないが、演奏による収益は控訴会社に帰属し」「控訴会社の営む社交場特有の雰囲気と客の好みに応じた出演者を選択して催す」ため、「専ら控訴会社のために行われたものであつて、管理著作物の利用主体は控訴会社であり、同会社が営利のため管理著作物を興行の用に供していた」と認定している。

25 ビートル・フィーバー事件（東京地判昭和 54 年 8 月 31 日無体裁集 11 卷 2 号 439 頁）では、債務者の企画に基づき、かつ、経済的利益を収めうる地位にあることを理由に債務者に規範的主体性を認める。

26 柴田義明「著作権侵害の主体」牧野利秋ほか編『知的財産法の理論と実務 4 著作権法・意匠法』（新日本法規出版、2007）235 頁、半田正夫『著作権法概説』（法学書院、第 16 版、2015）322 頁、斉藤博『著作権法概説』（勁草書房、2014）246 頁など参照

27 例えば、東京地判平成 15 年 1 月 29 日判時 1810 号 29 頁（ファイルログ事件）、大阪高判平成 19 年 6 月 14 日判時 1991 号 122 頁（選撮見録事件）など

28 奥邨弘司「まねき TV・ロクラク II 事件最判後の著作権の間接侵害論～ネットワーク型サービスの場合に焦点を当てて～」パテント 64 卷 11 号（2011）90 頁

29 大淵哲也「著作権間接侵害考察のための 2 本の分析軸」高林龍ほか編集代表『現代知的財産法講座 I 知的財産法の理論的探究』（日本評論社、2012）251 頁

30 この点につき、齊藤博「著作権法付則十四条と演奏権の及ぶ範囲—法的思考の素材として」筑波法政 18 卷 1 号（1995）43 頁参照。また、上野達弘「著作権法に関する最高裁判決の射程—最高裁判決のミスリード?—」コピー 686 号（2015）25 頁も同旨。

31 田村善之『著作権法概説』（有斐閣、第 2 版、2003）177 頁、渋谷達紀『著作権法』（中央経済社、2013）146 頁

32 福岡高判昭和 59 年 7 月 5 日判時 1122 号 153 頁

33 経緯につき、阿部浩二編『音楽・映像著作権の研究』（学際図書出版、1998）84 頁以下が詳しい。

34 上野達弘「著作権における「間接侵害」」ジュリ（2007）78 頁及び脚注 13～15 の裁判例参照。

35 島並ら・前掲注 14) 325 頁[上野達弘]

36 土肥・前掲注 7) 27 頁。なお、ロクラク II 事件の基準に加えて営業上の利益の帰属性についても踏み込んだ点は、あくまでも念を押しただけとする。

37 具体的には、「当事者間に手足認定が可能なほど密接な関係がある場合は手足論、演奏・上演・上映などの利用の場合はカラオケ法理、複製（および翻案）についてはロクラク II 事件判決、公衆送信などに関してはまねき TV 事件、掲示板などでの放置行為は 2ちゃんねる

事件判決、といった具合」をいう（奥邨・前掲注 28） 106 頁）。

38 奥邨・前掲注 19) 95 頁

39 上野・前掲注 7) 29 頁

40 上野・同上 28 頁

41 上野・同上 33 頁

42 安藤和宏「第一審判批」TKC ローライブラリー文献番号 z18817009-00-111371961 (2020) 3 頁。ただし、課題曲選定は、手足論において裁判例（例えば、前掲注 32）も考慮要素として挙げており、ここに考慮要素を批判する論法は、ロクラク II 事件においては妥当ではないと考える。

43 橋本・前掲注 7) 81-82 頁

44 例えば、橋本・前掲注 8) 208 頁

45 同様の指摘をする見解として橋本・同上 203-204 頁

46 安藤・前掲注 8) 211 頁

47 JASRAC ウェブサイト「音楽教室における演奏等の管理開始について (Q&A)」Q6 参照 (<https://www.jasrac.or.jp/info/gakki/faq.html>)

48 島並ら・前掲注 14) 325 頁[上野達弘]

49 上野達弘「いわゆる「カラオケ法理」の再検討」紋谷暢男先生古稀記念『知的財産権法と競争法の現代的展開』（発明協会、2006）781 頁

50 ライブハウス事件につき、上野達弘「判批」L& T77 号 (2017) 23 頁、安藤和宏「判批」東洋法学 60 卷 3 号 (2017) 59 頁

51 金築・前掲注 8) 42-43 頁

52 安藤・前掲注 8) 211 頁は、控訴審からカラオケ法理や枢要な行為論と決別したことを評価している。なお、本件判決後、上野達弘は、日本経済新聞の報道の中で「今回の判決でカラオケ法理は死んだ。今後、適用する判決はなくなるだろう」とコメントしている（前掲注 10）。

53 なお、侵害主体論が差止請求権（著作権法 112 条 1 項）の被請求者の確定にあたっての解釈論であるため、本山雅弘は、使用料請求の場合、民法 719 条 1 項の共同不法行為の学説では、関連共同性があれば侵害主体性を問題とするまでもなく、使用料請求ができるため、侵害主体性を検討する意義に疑問を示す。この指摘からすれば、上告審において、生徒の演奏につき、利用主体性を問題としたことは不適當になるが本件当事者は 719 条 1 項による共同不法行為の主張をしていない（債務不存在確認訴訟において、これを主張することのメリットがない）事情がある。本山雅弘「音楽教室における生徒の演奏と著作権法—物理的・自然的な観察のもとに」最先端技術関連法研究 20 号 (2021) 41-42 頁

54 中山信弘「意見書」(<https://music-growth.org/common/pdf/171114.pdf>)

55 田中辰雄「著作権集中管理団体の功罪をめぐる論争について—JASRAC の「音楽教室からの料金徴収問題」を題材に—」知的財産法政策学研究 51 号 (2018) 65 頁では、音楽教室における演奏について、フェアユースの導入により権利を制限すべきと主張している。

56 同旨、澤田・前掲注 7) 236 頁

57 東洋経済 ONLINE (2015 年 3 月 28 日)「大人の音楽教室、生徒獲得へ新たな取り組み 平均年齢が上昇、シニア層取り込みに躍起」(<https://toyokeizai.net/articles/-/63769?page=2>)

- 58 河合楽器製作所ウェブサイト (<https://www.kawai.co.jp/brand/school/>)
- 59 ヤマハ音楽振興会「第 56 期 (2021 年度) 事業報告書 (2022 年 6 月)」1 頁
(<https://www.yamaha-mf.or.jp/activity/pdf/report.pdf>)
- 60 文部科学省「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説音楽編 (平成 29 年 7 月)」131 頁
- 61 文部科学省「中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説音楽編 (平成 29 年 7 月)」111 頁
- 62 文部科学省「高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説芸術 (音楽 美術 工芸 書道) 編 音楽編 美術編 (平成 30 年 7 月)」400 頁
- 63 10 年以上前の調査ではあるが、個人所有の楽器はリコーダーが主であり、時間数の少なさも課題となっている (有本真紀ほか「義務教育段階の器楽教育に関する調査」音楽教育実践ジャーナル Vol.7, No.2 (2010) 48 頁)。
- 64 JASRAC ウェブサイト「動画投稿 (共有) サイトでの音楽利用」
(<https://www.jasrac.or.jp/info/network/pickup/movie.html>)
- 65 文化芸術活動が行われ、それを享受することで想像力を膨らませ、「真、善、美」といった審美的な能力、文化的か評価能力と想像力が高まる効果がある価値をいう。
- 66 大和滋「我が国の文化芸術政策の新たな展開へ」音楽文化の創造 (CMC) 電子版 Vol.11 (2020 年 1 月) 3 頁

【付記】本研究は、JST ムーンショット型研究開発事業、JPMJMS2215 の支援を受けたものです。また、桑原俊弁護士 (早稲田大学非常勤講師) からは全般にわたり有益な示唆をいただき、感謝を記します。

なお、校正中に、次の文献に接した (いずれも 2023 年)。高部真規子「判批」コピーライト 742 号 29 頁、池村聡「判批」ジュリ 1580 号 63 頁、橋本阿友子「判批」法律のひろば 76 巻 2 号 12 頁

栗原 佑介 (くりはら ゆうすけ) 東京通信大学 指導補助者
(慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任准教授 (有期))